

< 福岡市歯科医師会関係 >

- 歯科保健対策 -

平成14年3月に「健康日本21福岡市計画」が策定され、重点分野として乳幼児から高齢者に至る各ライフステージでの歯科保健対策の必要性が位置付けられました。平成19年3月、計画の中間見直しが行われ、歯科については、市民の定期歯科健診受診率の目標値が上方修正され、新たに80.20率の目標値が設定されました。さらに、平成21年3月には、計画に追加・増補が行われ、若年期からの歯周病対策の重要性が追加されました。

「健康日本21福岡市計画」歯科分野の目標を達成するためには、さらに、歯科保健事業の充実を図る必要があります、以下の項目を要望いたします。

1. 乳幼児期から学童期の対策

(1) 乳幼児期の健診

現在、少子化に伴い乳幼児のう蝕は全体に減少傾向にあります。しかし、その一方でう蝕の2極化（軽度と重症う蝕）が進んでいます。今後は特に、重症う蝕児に対する対策が重要です。

このような乳幼児に対しては、歯科医療機関における精査および適切な指導を行い、早期の口腔内環境の改善を図ることが、将来の口腔の健康獲得にも大いに意義があります。

その意味からも保健所で行う1歳半、3歳児健診だけではなく、幼稚園・保育園での1歳・3歳児も対象に加えて頂くよう要望致します。

(2) 6歳臼歯に対する予防処置

6歳臼歯は永久歯の中でも最も早く萌出し、なおかつう蝕にも最も罹患しやすい歯です。6歳臼歯のう蝕を予防することは、正常な咬合、咀嚼機能等の確立をはじめ80.20運動の達成にも重要な役割を果たすこととなります。また、子ども達の歯や口腔への認識を高める上でも、6歳臼歯を意識させることは大切です。

このような意味から、6歳臼歯に対する予防処置、特に効果があるシーラントについて公費による助成を要望します。

(3) 学童期におけるフッ化物洗口の推進

う蝕予防の最も有効な方法として、フッ化物の応用があります。特に低濃度のフッ素を、継続的に利用するフッ化物洗口は効果的であり、わが国でも67万人（6,400施設）で実施されております。この方法は、学校等の集団を対象に実施することにより、コストベネフィットも図られます。

永久歯の萌出から完成までの時期である学童の時期（小学生・中学生）に、ぜひ小学校・中学校でのフッ化物洗口の推進を要望します。

2. 成人歯科保健対策

(1) 歯科節目健診の充実

現在、全国の市町村単位で、健康増進法(旧老人保健法)に定められた保健事業である歯周病検診が実施されています。

福岡市ではこれまで行われてきた40歳節目歯科健診が、平成18年度より、50歳、60歳および70歳とその年齢枠が拡大され、歯周病対策としての効果が期待されます。しかし、最近では若年者層における歯周病の罹患率が高くなってきており、健康日本21福岡市計画の新たな目標値となった「進行した歯周炎を有する人の割合」を達成するには、20歳、30歳へと成人以降の各節目年齢における歯周病検診の充実を図る必要があります。

市民の口腔保健の保持増進のため、各節目年齢における歯周病検診の導入を要望します。

(2) 産業歯科健診(事業所歯科健診)の普及拡大

健康増進法の施行により、健康増進事業実施者(事業者、市町村等)は、その責務として、健康教育・相談、健康診査等の国民に対する健康増進事業を積極的に進めるよう努力することが挙げられています。しかし、市内各事業所における歯科健診の実施は未だ不十分です。これが普及しない大きな理由として、医科の各種健診と異なり法的な基盤が整備されていないことが挙げられます。将来的には国会で審議継続中の歯科健診の義務化を織り込んだ口腔保健法(仮称)等の制定に対応する受け皿の整備が必要になると思われ、市歯科医師会ではそのための準備を検討しています。

昨年度より、40歳以上75歳未満の方に対する「特定健診」「特定保健指導」の実施が義務化されました。メタボリックシンドロームと歯周病との関連が指摘されている現状で、特定健診と同時に歯周病健診を行うことは、市民にとってより健康の保持増進に寄与するものと思われれます。健康日本21福岡市計画の数値目標の1つである「歯の定期的なチェックを受ける人の割合を55%」を達成するためにも、ぜひ福岡市の条例等で事業所歯科健診の義務化を要望します。

(3) 妊婦歯科健診の充実

平成19年度から福岡市からの委託事業として、妊婦を対象とした「妊婦歯科健診」が開始されました。この事業は全ライフステージにおける妊娠・出産期の健診事業としてだけでなく、母子ともに健康を保つための少子化対策の一環としても、重要な位置づけと考えられます。将来的に福岡市における母子の口腔の健康の保持増進にも繋がりますので、妊婦に加え、ぜひ産婦の方も対象として頂きたいと思います。また、受診率の高い他の政令都市では健診を受けやすくするため、健診費用は全額公費負担ですので、福岡市においても健診費用の全額負担を要望します。

3．高齢者対策

介護保険が普及した現在、訪問歯科診療の需要は急増しており、その充実が歯科における高齢者対策の最重要課題となっています。

福岡市歯科医師会では、会員による協力医制を採った訪問歯科診療体制を構築し、在宅や施設で寝たきりの高齢者に対する訪問歯科診療を行い、一定の実績を上げてはいますが、介護の現場での歯科の重要性の認知度の低さのために、訪問歯科診療を必要とされている方々への周知が、十分とは言えない状況です。

そこで市行政から、地域包括支援センターや介護関係諸機関に対して、本会の訪問歯科診療体制の周知を行うこと、介護のケアプラン作成等の場においては、歯科を含めた意見や情報の共有を図るよう徹底して頂くこと、の二点を要望致します。

次に、訪問歯科診療の更なる展開のためには、機材の充実やその搬送についての課題、協力医の研修、すなわち人材の育成などの諸課題があり、本会ではこれらの課題に対して一層の改善に努めていますが、本会だけでは解決困難な問題も山積しています。政令指定都市の殆どが、訪問歯科診療を市民の福祉に不可欠のものとして位置付け、市の委託事業として多くの予算を計上している現況を鑑み、政令指定都市福岡市として他市に誇れる高齢者対策を充実させるためにも、本会の訪問歯科診療に行政の協力と、積極的な助成をお願いします。

介護保険の中に『口腔機能の向上』が謳われているように、口から食べることの大切さと、それを守る口腔ケアが、高齢者のQOLの向上はじめ、全身の健康の維持に大きく寄与することは、すでに歯科的見地のみならず、医学的見地からも明らかにされています。介護予防の立場から、口腔ケアを介護の場に浸透させて行くことは、長い目で見ればコストの削減につながると思われます。

介護の現場において、介護に携わる方が口から食べることの大切さや口腔ケアの方法を学習する「口腔ケア教室」等の継続した開催に、行政からの支援を要望します。

4．食育と歯科保健

食育基本法が示す食育に関する理念は福岡市食育推進計画として福岡市の保健福祉行政に取り入れられています。「知育」「徳育」「体育」を統合するものとしての、青少年に対する「食育」。さらに生活習慣病を予防し、健全な国民の保健環境を整える成人や高齢者に対する「食育」。これら食育の全ては、「食べる」と言う口腔機能と密接に結びつくことから、食育の推進は各世代に対する歯科保健の推進なしには語れません。

福岡市歯科医師会では各区で行われている食進会の活動を、歯科保健に関する研修会などを通して支援していますが、市民に対する食育の更なる普及のためにも、本会の食育に関する活動に対する緊密な連携と、行政からの支援を要望致します。

5．福岡市歯科急患診療所

私たちは地方都市の中で最も活気を持つと言われる福岡市に住んでいます。人の動きは活発で平日休日を問うことがありません。

福岡市歯科急患診療所はその福岡市からの委託を受けて運営されていますが、歯の痛みをはじめとする口腔内の不具合は、日常生活の大きな障害となることから、同診療所の休日診療は、市民の口腔の安全を守るものと高い評価を受け、多い時には50名を超える患者の来院を得ています。

歯科急患診療所では、外傷その他の重症患者に際して、福岡歯科大学医科歯科総合病院や九州大学病院と二次診療の提携を交わすなど、治療の安全を幾重にも確保出来る体制作りにも努めていますが、それ以外にも、診療を担当する当番医に対して行う年2回のオリエンテーションでの研修や、衛生士会や医療事務担当者との打合せ会の開催など、急患診療所を安全かつ円滑に運営するための努力を行っています。

更に最近では、また社会的にも医療機関の感染予防対応処置が望まれるなど施設面での対策も欠くことが出来ず、運営面においてきめ細かい動きが求められています。

以上のことを踏まえ、市民が安心して歯科急患診療を受けられる環境を整備するための、適切な助成を要望するとともに、医療現場の実情を行政に適切に反映するために、福岡市と本会との間に一層緊密な交流の場を設けること、更に、「市民のための歯科急患診療所」を市民に対して強く広報する施策を要望致します。

6．行政に歯科医師と衛生士を

歯科保健福祉事業の推進のためには、行政内部における歯科医師および歯科衛生士の存在が必要不可欠ですが、現在の福岡市では歯科医師である職員の人数が不足しており、歯科衛生士に至っては、常勤の職員は皆無という状況です。

平成18年の介護保険の改正により、新たに介護予防の制度が設けられましたが、地域支援事業における特定高齢者の選定などが極めて低調であるように思われます。

特に、その中の「口腔機能向上」のプログラムが上手く機能していない現状は、これらの事業の立案策定に携わるスタッフや実際の活動を行う現場のスタッフの中に、専従の歯科関係者がいないことによるものと思われます。

「全身的な健康維持のためには、口腔領域の健康の保持増進が欠かせない」ことが、既に社会的な常識となっている今、介護予防での「口腔機能向上」のプログラムの実践や口腔ケアの指導、その他様々な歯科保健福祉事業の展開のため、十分な歯科医師と常勤の歯科衛生士の配属を希望致します。